

令和 7 年度施政方針

令和 7 年度予算及び関連諸議案の審議をお願いするに際しまして、ここに市政運営に臨む私の所信を明らかにし、議員並びに市民の皆さまのご理解とご賛同をいただきたく存じます。

本題に入ります前に、令和 7 年は、様々なことの節目となる年であります。1 月 17 日には、未曾有の被害を出しました阪神・淡路大震災発生から 30 年が経過し、8 月には終戦 80 年を迎えます。また、「昭和」で言えば 100 年になります。

私達を取り巻く昨今の社会情勢は目まぐるしく変化しており、その先行きに不安を感じている方も少なからずいらっしゃるかもしれません。原因としては様々なことがあると思いますが、一般論として申し上げますと、SNS による情報の拡散がその一因であるという声も聞かれます。SNS は使い方によっては、小さな声・弱い声を多くの方に広く伝える「プラスの面」もありますが、一方で事実関係を十分に確認・しんしゃく斟酌せず、自分の思い込みだけで相手を誹謗・中傷したり、その影響を考慮せず、無自覚に拡散する「マイナスの面」も指摘されます。

市として情報発信する際には、必要な情報を即時に伝達する手段として正しく機能するよう、十分に配慮したいと考え

ております。

さて、令和7年度の施政方針においては、安全・安心に、誰もがいきいきと暮らせるまち「ずっと住みたい洲本」を実現し、わくわくした気持ちを抱ける未来を描くために、次の3つの柱を掲げます。

第一の柱は、「子どもたちへの未来投資」、第二の柱は、「活力とにぎわいへの未来投資」、第三の柱は、「安全・安心への未来投資」です。

第一の柱は、「子どもたちへの未来投資」です。

はじめに、こどもまんなか社会の実現に向けた「安心して子育てできる支援の充実」についてです。

安心して子どもを産み育て、働くことができるよう、妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない伴走型支援の取組、医療的ケア児を含む障がい児保育、安全・安心な保育環境の充実、放課後の安全な居場所の提供など、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへの包括的な支援を推進します。

まず、持続可能な小児科及び産婦人科医療提供体制を確保するため、新規開業・運営に要する費用の一部を補助するとともに、本市の保健・医療・福祉の連携を強化し、安心して子どもを産み育てる社会インフラの整備を進めます。

個別支援として、在宅の医療的ケア児や難病の方が、生命

を維持する上で必要となる医療デバイスの電源を災害時においても確保するため、ポータブル電源等の給付を行います。

また、妊娠・出産を経て、初めての子どもの健診となる1か月健康診査の費用を助成することにより、すでに実施している乳幼児健康診査と合わせ、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備します。

加えて、世帯の経済的な負担軽減を図るため、引き続き、子ども医療費助成制度の対象年齢を高校生世代まで拡充し、子ども達の健やかな育成を支援してまいります。

これまで進めてきた（仮称）五色認定こども園の整備については、令和8年4月の開園を目指し、建設工事を進めます。運営面では、統合による保育士の再配置による効率化を図り、市内全域において、保育士不足による待機児童が発生しないよう、適切な人員配置をいたします。

併せて、認定こども園を含む保育所等においては、地域の人々も交えた様々な取組を行うとともに、保育の質の向上に向けた取組も引き続き行ってまいります。

家庭での子育て支援としては、こども家庭センターの専門性の向上や包括的な支援を通じて、マルトリートメント（不適切な養育）の予防体制をより一層強化することにより、虐待事案が発生することのないよう、親が「ひと」を頼ってもいいと思える「受援力」を高め、リスクレベルに応じた継続的、かつ、きめ細やかな支援を行ってまいります。

また、ヤングケアラー等の支援に向けて、家事・育児等の

支援や子ども達が相談しやすい環境の整備を進めるとともに、子育て世帯の働く環境づくりの一環として、テレワーカー育成事業を実施します。

これらの支援と併せて、子どもの成長を社会全体で支えるため、NPO法人や市民・子育てグループなど多様な主体と連携するとともに、要望が多かった「子どもの遊び場の整備・充実」として、公園緑地の整備、既存の公園やオープンスペースを活用した緑化、児童遊具の整備・充実、幅広い年齢層の住民が憩い交流できる広場づくりを推進してまいります。

2つ目に、「**学びの環境づくり**」についてです。

協議を進めております、学校再編事業に加えて、学校施設のLED化に取り組み、令和2年度から始まったGIGAスクール構想の次のフェーズとして、NEXT GIGAスクール推進事業を実施します。

まずは、中学校の1人1台端末を更新し、LTE通信機能を備えることで、これまで以上に活用範囲を拡大し、リーディングDXスクール事業の成果を深掘りしていくとともに、情報活用能力の育成・強化を進めてまいります。

また、学校運営については、コミュニティスクール運営助成事業や部活動指導員配置事業により、地域連携を進めるとともに、地域に根差した特色ある教育内容である、すもと学びの多様化プロジェクト事業や未来創造スクールプロジェクト事業により、子ども達の学びの場を地域に展開し、居場

所づくりを進めてまいります。

さらに、学校だけでは解決困難な問題行動に対しては、学校支援チームや警察、福祉・医療機関等に加えまして、スクールロイヤー制度を導入することにより、法的観点から継続的に助言を行う弁護士との積極的な行動連携により適切に対処してまいります。

3つ目に、「若者世代に望まれるまちづくり」です。

地域と大学をつなぎ、島内外の事業者と連携しつつある域学連携事業については、国が提唱する「地方創生 2.0」構想における関係人口づくり事業の全国的先進モデル事例として取り上げられ、新たなフェーズへと踏み出そうとしているところです。

中学生や高校生が働くプロの大人と出会う機会を創出する取組として実施しているオープンファクトリープラス事業「すもといとなみマルシェ」では、地元企業による多彩なワークショップを展開し、実際に手を動かしながら地元の仕事に触れることで、新たな視点を得ることが期待できることから、引き続き、地域がキャリア教育の場となるよう進めてまいります。

若者に選ばれるまちづくりへのきっかけとして、まち・ひと・しごと地域創生推進事業において実施した「若者・女性まちづくり未来会議」も引き続き実施し、多様な価値観を持つ一人ひとりが、互いに尊重し合い、自己実現を図っていけ

る「楽しい洲本」を目指してまいります。

なお、この会議に限らず、私自身の思いとしては、各種団体等と積極的に話し合いの機会を設けることで連携・連帯の場を創出し、市全体として、もっと話し合いや意見交換する場を展開してまいりたいと考えております。

さらに、地域内の企業への就職等を促進する若手人材確保奨学金返還応援補助事業や未来の担い手確保支援事業も実施してまいります。

第二の柱は、「活力とにぎわいへの未来投資」です。

はじめに、「大阪・関西万博とその後の観光戦略」です。

いよいよ、2025年大阪・関西万博が4月13日から開催されます。会場となる^{ゆめしま}夢洲においては、淡路県民局をはじめ島内3市等が連携し、『国生みの島から未来を照らす』はじまりの島淡路」をキャッチフレーズに、淡路島の観光PRを行います。本市からは伝統芸能の「高田屋太鼓」や「五色之姫」によるだんじり唄を披露し、郷土の偉人「高田屋嘉兵衛翁」の偉業と功績を周知することで、訪日外国人等の増加を見込みます。万博を契機として、AWAJI島博や花みどりフェアを含む誘客イベントの開催などにより、「活気あふれるまち洲本市」をPRし、ファンづくりを進めてまいります。

本市を代表する観光拠点のひとつである洲本城跡においては、市街地からの展望確保と石垣保全のための樹木伐採を継続して行い、令和8年に迎える「築城500年」の機運を高

めていくとともに、西日本最大級の石垣を誇る洲本城跡の魅力発信につなげてまいります。

また、瀬戸内海国立公園内にある先山は、市民をはじめ多くの愛好家が登山を楽しまれており、国立公園としての自然保護と快適な登山環境を提供するため、処理水循環型の公衆トイレの整備を行いました。今後は、ボランティアの方々にも協力いただきながら、適正な維持管理に努めてまいります。

さらに、万博閉幕後においても、神戸空港の国際化や大阪IRの開業など、大きな機会に恵まれており、多くのインバウンド来訪が期待されます。インバウンド需要を取り込み、観光を切り口とした地域活性化へとしっかりつなげるべく、外部専門家の助言等を活用しながら、セミナーやワークショップ等を通じて地域の意識改革や人材育成を図り、本市の既存観光資源の磨き上げや地域の新たな魅力を掘り起こすとともに、淡路島総合観光戦略で掲げる「知られる観光地から選ばれる観光地」への転換を進めてまいります。

2つ目に、「**中心市街地の活性化**」についてです。

大阪・関西万博に先駆けて、多くの方々に淡路島を訪れていただくため、淡路島全体が会場となるAWAJI島博も開催されます。

中心市街地においては、多目的広場として整備した洲本まちなか広場において、淡路島まつりの踊りや民間団体等が発案主体となる魅力的なイベントを行うほか、地元の町内会や

商店街の方々にもイベント会場として幅広く利用していただくことにより、地域内外の交流を促すにぎわいづくりを進めてまいります。

市街地からすぐに行ける海水浴場として人気がある大浜公園は、海水浴シーズンになると、多くの海水浴客でにぎわいますが、海水浴場としての魅力だけではなく、地元野菜を購入できる朝市など、一年を通じて魅力ある公園として発信できるよう、民間事業者によるイベント会場としての利用を促進してまいります。令和5年度に開催した「みんなで作る洲本市PRイベント」では、放置竹林の竹を活用した大型ブランコや竹灯籠などのライトアップが特に若者に好評を博しており、引き続き開催することにより、交流人口の増加をねらってまいります。

また、にぎわいづくりと併せて、コンパクトシティの強みを活かし、観光地までの移動や観光施設間の移動を公共交通機関やレンタカー等の移動サービスを組み合わせて提供する観光M^マa^ーa^スの取組や二次交通の強化を図ることにより、地域周遊を促し、地域内での観光消費額の増加を目指してまいります。

さらに、長引く景気低迷や物価高騰による地域経済の停滞を打開する国民生活支援として交付される臨時交付金を財源とし、消費活動を促進するための洲本市地域ポイントアプリ「スモチー」を活用したプレミアム付きデジタル商品券事業を引き続き実施してまいります。

3つ目に、「つながり、ささえあう環境づくり」です。

本市は、令和6年4月に発出された「地方自治体『持続可能性』分析レポート」において、20歳から39歳までの若年女性人口が、2020年から2050年までの30年間で50%以上減少する「消滅可能性自治体」とされました。全国的にも少子高齢化はとどまることなく、「2025年問題」や「2030年問題」に表されるように、あらゆる分野が大きな影響を受け、地域の活力が低下しつつあります。

このような状況の改善に向け、移住者を増やす取組として、都市圏における移住促進イベントへの参加や短期滞在支援事業に加えて、移住体験ツアーの実施や移住者交流会を開催いたします。

移住や地域活性化を目的とした地域おこし協力隊や地域活性化起業人についても引き続き活用し、市内のコワーキングスペースや域学連携事業の滞在拠点である「よりまち荘」や「ついどはん」を起点に、ワーケーションや企業研修の誘致などにより、関係人口づくりを推進してまいります。

地域を元気にする取組としては、県と市町が重層的に地域支援を行う体制を整え、地域における持続可能な生活圏づくりを支援する持続可能な多自然地域づくりプロジェクト事業や、希望と活気にあふれた本市の将来につながる、自主的な事業や活動を支援する未来投資推進事業をきっかけに、地域内外の事業者をつなぎ、学生や地域団体等の多様な主体によるコンソーシアムを育成してまいります。

加えて、地域経済循環創造事業（ローカル 10,000 プロジェクト）により、地域の人材・資源・資金を活用した新たなビジネスを立ち上げようとする民間事業等の初期投資費用を支援し、ローカルビジネスのイノベーションを推進してまいります。

また、本市に興味をお持ちの島外の方も参加され、本市の中心市街地をフィールドとして取り組んでいる地域活性化活動である「よりあいまちなかSUMOTO」や「由良カンコウキョク」をモデル事例として、往時のにぎわいを取り戻し、コミュニティに活力を与え、地域固有の風土や文化、歴史を次世代へと継承していく取組を応援してまいります。

4つ目に、「**地域のブランディング**」についてです。

世界及び国内の食料をめぐる情勢が大きく変化していることを受け、食料・農業・農村基本法が改正されました。

食料安全保障の強化、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展、農村の振興等を図るため、農業の構造転換の実現に向けた施策を展開するとともに、農林水産業の持続可能な成長を推進することが盛り込まれるなど、日本の農業は大きな転換期を迎えています。

本市においても、農業従事者の高齢化や後継者不足による担い手の減少、耕作放棄地の増加や鳥獣による農業被害、さらには燃油、家畜飼料、農業用資材等の価格高騰により、厳しい状況が続いており、農業経営の安定と担い手の確保は喫

緊の課題となっています。これらを解決する糸口として、各集落において地域の現状や課題の把握、話し合いを進め、集落の今後の活動の指針である 10 年後の設計図を作成する地域計画の策定を引き続き推進してまいります。

本市の基幹産業である畜産業については、「神戸ビーフ」や「特産^{まつさかうし}松阪牛」、「淡路ビーフ」の^{もとうし}素牛としての一大産地を守るため、子牛導入経費の助成等、きめ細やかな支援を継続するとともに、乳用牛においても優良乳牛導入等の支援や飼料価格高騰対策、酪農ヘルパーの利用促進等による労働力負担軽減など、畜産従事者に寄り添った、適切かつ速やかな対応に努めてまいります。

食の生産場所である農地については、ほ場整備事業等の農業生産基盤の着実な整備を推進するとともに、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金などを活用して、農業生産活動の維持を図りながら、農村環境の保全にも取り組んでまいります。

また、野生動物による農作物被害防止対策の強化に向け、ICT等を活用したスマート鳥獣害対策を推進し、集落による侵入柵の整備や狩猟具の購入補助、捕獲報奨金などの支援のほか、猟友会と連携した捕獲活動を推進するとともに、捕獲従事者確保のため、新規狩猟免許取得者に対する経費助成を継続してまいります。

さらに、持続可能な地域農業の維持・発展のためには、農業経営の基盤である担い手と農地を適正に確保していくこ

とが重要です。これらの課題解決のため、関係団体等と連携を密に、新規就農者等の担い手の育成・確保を進めるとともに、農業機械等の導入支援や農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約化を推進してまいります。

水産業については、引き続き、つくり育てる漁業を推進し、中間育成等水産資源の維持・増大に努めてまいります。加えて、漁場保全を図る水産多面的機能発揮対策事業や、製氷施設等のインフラ整備を推進し、水産業の活性化を図ってまいります。

また、高田屋嘉兵衛公園については、開設から約 30 年が経過し、老朽化している既存施設を適宜改修し、G O G O ドームの解体工事に着手するとともに、公園内での道の駅設置について、地域活性化の拠点となるよう、引き続き着実に事業を進めてまいります。

5 つ目に、「遊休施設の活用と空き家・空き地の解消」です。

人口減少に伴い、増加傾向にある空き家については、放置すると、安全面や衛生面などの生活環境に深刻な影響を与える恐れがあることから、本市においても喫緊に取り組むべき課題であります。適切な維持管理がなされず老朽化が進むことにより、廃屋・危険空家となり、防犯・防災における安全面について周辺住民が不安視し、相談が寄せられることもあります。安全・安心な暮らしを守るためには、管理不全状態の空き家の進行防止と、適正に管理するための誘導措置が必

要であります。

特に、空家率が高い中心市街地の洲本市城下町地区において、兵庫県条例に基づく空家等活用促進特別区域の指定を令和7年1月に受け、空き家の流通促進、活用支援を軸とした施策を講じることにより、人のにぎわいを取り戻し、地域の魅力や活力を高めてまいります。

また、企業誘致の推進と遊休地の活用として進めてきた企業誘致適地調査事業については、国の補助事業である産業用地整備促進伴走支援事業を活用し、引き続き、具体的な造成計画を策定するとともに、企業への引き渡しに向けた事業スケジュールや採算性等も併せて検討することで、産業用地整備に向けた動きを加速させます。

加えて、中心市街地等にある遊休地についても、令和6年度に整備した市有地情報管理システム等を活用して、事業所の新設や移転等の需要がある場合に土地の情報提供を進めてまいります。

第三の柱は、「安全・安心への未来投資」です。

はじめに、「防災と社会基盤の充実」です。

冒頭でも申し上げましたとおり、令和7年は、阪神・淡路大震災から30年が経過し、平成16年台風からも20年が経過しました。南海トラフ巨大地震の脅威については、今後30年以内に発生する可能性が80%程度に引き上げられ、自然の猛威から命を守るためには、日頃から災害に備え、対策を

講じておくことが大切であると改めて認識しております。安全・安心な暮らしを守るために、自助・共助・公助による多種多様な事業を重層的に展開することにより、リダンダンシーの確保に努めてまいります。

このため、地域防災訓練や防災出前講座等の防災学習会を通して防災意識の向上を図るとともに、消防団と地域住民が協力して実施する地域ぐるみ防災活動を推進してまいります。

具体策の1つ目は、自らの命と家族の命は自分自身が守るという自助の考えや行動を促すことです。改訂した洲本市防災ガイドブックや防災出前講座により、災害の危険性やその対策についての理解を深めていただくとともに、市民参加の地域防災訓練を継続して行うことにより、防災意識の向上を図ります。

2つ目に、共助を高める組織力の強化です。自分達で命を守るという自助の上に、共助が成り立つことから、平常時より地域、職場等での防災活動も必要であり、日常からの良好な近隣関係を基本としながら、災害に対し連帯して立ち向かっていく意識を持つことが大切であると考えております。

このため、地域防災の要である消防団が地域と連携する地域防災力の向上の取組を支援してまいります。

3つ目に、避難所の災害用備蓄物資を計画的に購入し、消費しながら備蓄するローリングストックを行うとともに、緊急時に活用する消防サイレン・防災スピーカーの整備を行うことにより迅速な災害情報の伝達に努め、発生が危ぶまれる

南海トラフ巨大地震等の自然災害に備えます。

安全・安心な暮らしを守るためには、社会インフラの整備が前提となります。生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道整備計画のない地域では、合併処理浄化槽の設置に対し補助を行っています。しかしながら、現在も単独処理浄化槽や汲み取り便槽を使用している家庭が多く存在しており、生活雑排水の水路等への流出による悪臭や害虫の発生が懸念されています。

そのため、家屋の新築以外で合併処理浄化槽に切り替える場合には、単独処理浄化槽等の撤去費や宅内配管工事費に対して補助を行うことにより、合併処理浄化槽への転換を促してまいります。

加えて、公共下水道認可区域における汚水幹線の整備、及び汚水管渠^{かんきょ}面整備による生活環境の改善と公共用水域の水質保全に取り組んでまいります。

洲本環境センターや洲浜ポンプ場については、老朽化した下水道施設を計画的かつ効率的に管理するために策定したストックマネジメント計画に基づき、施設の長寿命化及び耐震化を行ってまいります。

浸水対策といたしましては、桑間地区で現在、雨水幹線管渠整備を実施しており、洲本川右岸堤防において吐け口部の工事が完成しており、引き続き、事業を進めてまいります。

老朽化したため池につきましては、決壊による水害の防止のため、引き続き計画的に整備を進めてまいります。

道路整備については、国道 28 号洲本バイパスの炬口地区において、潮トンネルが昨年 4 月に貫通し、現在、トンネル内の工事を進めておりますが、宇山工区にて、陀仏川橋梁^{きょうりょう}下部工工事をを行い、引き続き完成に向け、国・県に積極的に働きかけてまいります。

県道につきましては、鳥飼浦洲本線等地域の皆さまからの長年の強い要望を果たすべく、確実に進めていくよう、また、河川・海岸等の整備についても、引き続き県へ働きかけを行ってまいります。

市道についてですが、本市の外環状線の一部に位置付けている「宇原千草線」は、千草川に架かる橋梁新設工事の下部工が完成し、現在、上部工工事が着実に進んでおり、秋頃に開通式を予定している「広域農道オニオンロード」と結ぶ「大野千草線・宇原猪鼻線」、さらに、都市計画道路である「山神線」を整備することで広域的な道路網の形成を図ってまいります。

市街地においては、渋滞緩和や利便性向上のため、洲本川を挟んで旧国道と加茂中央線をつなぐ「下内膳線」については、洲本川に架かる橋梁新設工事の下内膳側の橋台及び橋脚が完成し、桑間側の橋台の設置と、引き続き、上部工工事の整備を進めてまいります。

また、鮎原小山田地区と都志大宮地区を結ぶ「美の越線」^{み こし}につきましては、現在、都志大宮地区のうち、ほ場整備区域内の工区が完成し、次の工区への延伸整備に向け用地取得を

行い、事業を推進してまいります。

その他、地域に密着した道路についても引き続き事業を推進してまいります。

加えて、橋梁等や道路構造物などの老朽化が懸念される既存インフラの計画的な点検や長寿命化に向けた修繕・改築も引き続き行ってまいります。

2つ目に、「**地域医療と福祉の充実**」です。

地域医療については国保診療所の持続的な地域医療体制の構築に努めます。また、洲本市応急診療所は、夜間・休日の一次医療機関として、市民や子ども達が安心して医療を受けられるよう体制づくりを進めてまいります。

福祉の充実については、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために、地域全体で支える取組が重要であり、市として一人ひとりが必要とするサービスを利用できるよう、サービス体制の充実を図ることが必要です。

そのため、いきいき百歳体操等の各種介護予防事業の継続的な実施に加え、洲本市医師会、洲本市歯科医師会等との連携により、フレイル及びオーラルフレイル予防に関する知識の普及啓発を行うなど、健康づくり及び重度化防止に努めてまいります。

加えて、令和7年度より新たに、ヒアリングフレイルという、聞き取る機能の衰え対策として、65歳以上の方を対象に（仮称）聴こえGENKI事業を実施します。

本事業は、難聴により生活に支障が生じている高齢者に対し、専門医受診や生活習慣の見直しなど早期の対応を促し、良い「聞こえ」を手に入れ、豊かな暮らしを送ることができるよう、加齢性難聴に関する支援をパッケージ化した新たな取組です。

高齢者の健康増進に対する意識向上とともに、各種介護予防やフレイル予防事業の推進により、健康寿命の延伸を図り、健康長寿を実現するまちづくりを目指します。

また、本市における介護人材、特に訪問介護・居宅介護を行う事業所では、ホームヘルパーの高齢化、成り手不足等により人員が不足しており、サービスを希望される高齢者や障害のある方が、サービスを受けられない現状があります。

そのため、訪問介護・居宅介護事業所が、継続的・安定的に介護サービスの提供ができるよう、人材確保のための介護職員初任者研修の受講経費に対し補助を行います。

3つ目に、「**地域公共交通の利用促進**」です。

地域公共交通のうち、陸上交通については、島内の2市や交通事業者等と連携し策定した「淡路島地域公共交通計画」を踏まえ、利便性の高い地域公共交通ネットワークの形成や地域住民・観光客等の移動手段の充実を目指し、持続可能な公共交通の実現に向け、引き続き事業を展開してまいります。

海上交通としての「深日洲本ライナー」の運航については、「大阪湾つながる海の旅づくりプロジェクト」として対岸の

大阪府岬町と本市が連携し、旅行者の嗜好や行動を分析するデジタルマーケティングを実施することで、ターゲット層に適したテーマやストーリー性のある観光プランを開発し、両市町を結ぶ海上アクセスを軸に、インフルエンサー等による広域観光プロモーションを強化することにより、持続可能な観光振興と地域経済の活性化を目指しています。

また、淡路島上空を飛行する関西国際空港及び神戸空港の離発着便が3月下旬から増便される予定ですが、これからも市民が安心して生活できるように、環境監視体制の強化と積極的な情報公開、さらには、航空に関する安全対策の徹底等を島内の2市とも連携し、引き続き国や県に求めてまいります。

併せて、地域振興の面においては両空港と淡路島を結ぶアクセス及び島内交通の充実、また、今後増加が見込まれる空港利用者等の淡路島への誘客推進について、県、神戸市、関西エアポート株式会社等をはじめとする関係者と連携・協力し、持続的に取り組んでまいりますとともに、淡路地域を支える道路等のインフラ整備につきましては、引き続き県に働きかけてまいります。

4つ目に、「市民協働による安全で豊かな暮らしの実現」を目指します。

予測不可能な^ブ^ー^カVUCA社会においては、市民ニーズも多様化しており、ニーズに的確に対応し、適時・適切な行政サービスを提供していくことが求められます。そのためには、職

員の意欲と能力を最大限に引き出すことが重要です。職員がやりがいを持ってその能力を発揮することが、組織力を向上させることとなり、ひいては、よりよい市政の実現につながるものと考えます。

そのため、人事評価を実施することで、職員の能力・実績に基づいた人事管理体制の構築が可能となり、職員の育成、公務の能率化が図られることに加えて、情報リテラシー研修等の職員の資質向上につながる研修により、市民に寄り添い、市民から信用される職員・組織による質の高い市民サービスの提供を図ってまいります。

安全で豊かな暮らしを実現するためには、多様化する犯罪への対策として、洲本市消費生活センターを中心に消費者教育を実施し、消費者被害の未然防止に努めます。

特に、成年年齢の引き下げに伴うトラブルの未然防止のため、学校での出前講座の実施を推進し、クレジット契約や消費者契約についての啓発、注意喚起に引き続き取り組んでまいります。

暮らしの環境づくりとしては、令和5年4月から資源物回収拠点施設への持ち込みによるプラスチックごみの回収を開始し、令和6年1月からは毎月2回、資源袋によるごみ集積箱等での回収を実施することにより、プラスチックごみの再資源化に努めています。

プラスチックを始めとする資源物のさらなる分別を推進するため、積極的な周知・啓発に努め、環境への負荷が少な

い資源循環型社会の実現を目指してまいります。

地球温暖化が進行する中、本市の豊かな自然を将来にわたって維持し、自然と共存した快適で活力あるまちを目指すことが必要であることから、令和6年度中に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定することとしております。この計画に基づき、行政と市民・事業者・各種団体等、あらゆる主体と連携しながら、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入などの温暖化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

「行財政改革と新たな行政経営の展開」について、令和5年度決算においては、3年連続で実質単年度収支の黒字を確保しているものの、経常収支比率の上昇に表れているように、社会保障費の増加や終わりが見えない物価高騰に加えて、人事院勧告を踏まえた職員の人件費への反映等による経常経費の増加など、本市の財政状況を取り巻く環境は厳しさを増しています。

さらに、国が進めるデジタル社会の実現に向けた施策やこども未来戦略に掲げる加速化プランの着実な実施等、国と歩調を合わせた取組の推進が急務となっています。

こうした状況の中、中期的な財政計画である第2次行政改革実施方策の見直しを進め、公平・公正な課税・徴収に基づく市税の収納率向上に向けた取組により歳入確保に努めるとともに、歳出面では、財政運営にしっかりと目を配りなが

ら、持続可能な行財政基盤の確立を目指します。

加えて、歳入面においては、2年間の制度指定取り消しを受け、これまで市民の皆さまには多大なご心配をお掛けいたしました、ふるさと納税制度の復帰につきましては、国の制度基準の改変があったことを受け、令和7年10月の制度復帰を目指してまいります。

復帰にあたりましては、ふるさと納税制度の本来の趣旨に鑑み、寄附額の追求ではなく、法令を遵守した健全なふるさと納税制度の運用を理念とし、基本的な業務を制度に精通した民間事業者に委託するなど、外部の視点によるチェック体制の強化と経費の低減化、返礼品開発による地場産業の活性化を図ってまいります。

また、ふるさと納税問題を受け、組織全体の管理体制を強化し、適切な指導・監督が行われる環境の構築に向け、外部の専門家講師を招へいし、管理職・監督職を対象にマネジメント研修を実施するとともに、地方自治法第100条に基づく調査特別委員会からの報告書の対処については、準備を進め、適切に対応してまいります。

公共施設については、公共施設等個別施設計画の策定から一定期間が経過し、講ずる措置や実施内容の時点修正を行うなどの見直しを行い、長期的な視点でのコスト削減や公共施設の統廃合などに取り組んでまいります。

なお、「学校教育の充実」、「生涯学習の振興」、「青少年の

健全育成」、「地域文化の振興」、「生涯スポーツの振興」そして、「持続可能な教育施設づくり」に関する具体的な取組・事業につきましては、後ほど、教育長が「教育行政方針」の中で披露いたします。

さて、ここまでにたくさんの施策につきまして説明を申し上げてまいりました。

国では1月24日に開会いたしました、第217回通常国会において、石破内閣総理大臣が施政方針演説の中で、「人材希少社会」という言葉が使われました。これは、年齢や障がいの有無に関わらず、希少な人材を大事にする社会、すなわち、すべての人が幸せを実感できる社会を築き、「強い日本」から「豊かな日本」を経て、「楽しい日本」を目指していくというものです。

最近読んだ本の中で「仕事の価値は、自分以外の人間をどれだけ幸せにできるかで決まる」という言葉が心に残っています。私自身、市民一人ひとりが豊かで、肉体的、精神的、社会的に満たされた状態のことを言う「ウェルビーイング」を実感できる、そんな「いきいきと暮らせるまち」をつくってまいりたいと考えております。

最後になりましたが、令和7年度は、市制施行20周年の節目の年でもあります。つきましては、記念式典を開催し、これまでに市民福祉の向上や市政の進展等に功績のあった個人や団体を表彰することで、本市を愛する気持ちを醸成す

ることとあわせ、今後の本市のさらなる発展を目指す機会になることを祈念しております。

令和7年度の市政運営におきましては、変革の揺れに私自身が悩み、迷いが生じることがあるかもしれませんが、そのようなときは、皆さまの声を聞き、力をお借りし、安心して、「夢」や「希望」を持てるまちを共につくり、「ずっと住みたい洲本」の実現に向けた取組を進めていく所存でございます。

市民の皆さま、議員の皆さまには、ぜひ、私の強い思いをお汲み取りいただければと思います。

これまで申し上げました方針に基づき編成いたしました令和7年度当初予算額は、

一般会計	262億3,000万円
特別会計	127億5,232万円
企業会計	34億9,319万円
合計	424億7,551万円

となっております。

以上、令和7年度の予算の提案にあたり、私の市政に対する基本的な考え方と主要な施策をお示ししました。

議員各位におかれましては、格別のご理解とご協力をお願い申し上げます。